平成２７年（フ）第６７５号
神戸市中央区筒井町３丁目13番13―702号、従前の住所神戸市中央区国香通５丁目１番８―1002号
債務者　宮塚　由香
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８１号
山口市円政寺町１番７―305号
債務者　水永　恒明
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９３４号
名古屋市中川区東春田２丁目252番地　レジデンス悠悠101号
債務者　野口　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０４７号
名古屋市瑞穂区中山町１丁目20番地　サンハイツ田中202号、従前の住所名古屋市瑞穂区十六町１丁目30番地　エクセル山田101号
債務者　西山　博子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１０５号
名古屋市昭和区駒方町２丁目13番地　アークスハイツ301号
債務者　石倉　英二（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１６５号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字行田２番地の１　ＮＯＡ207号室
債務者　松本　瑠佳
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８１号
名古屋市守山区瀬古東３丁目717番地　レオパレスサンガーデン108号
債務者　阪本　敬子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９４号
名古屋市西区城西４丁目４番１号　ジローズ浄心317号
債務者　緒方　早人
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３４号
神奈川県厚木市妻田東３丁目23番27号　クラーレ・エイ・エスⅡ―101
債務者　村井　保友
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３８７号
神奈川県小田原市南町４丁目１番23号　川添アパート102
債務者　金井　伸一
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３９３号
神奈川県小田原市扇町１丁目18番３号
債務者　二見　清一
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４３４号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1658番地
債務者　小栗喜志子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４６４号
熊本市北区龍田町弓削1005番地
債務者　佐藤　住幸
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
神奈川県小田原市新屋204番地の８　ホープハイツ101、前住所相模原市南区上鶴間本町２丁目36番13号　ホームコア303
債務者　宮下　和也
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３３６号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口1813番地８、前住所神奈川県横浜市保土ケ谷区上星川３丁目17番１―209号
債務者　大野　耕平
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３８８号
神奈川県厚木市東町１番12―308号
債務者　高梨さとえ
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部